

令和 7 年度

舞鶴海上保安部航路標識保守業務

仕 様 書

第八管区海上保安本部

第一章 保守業務概要

1 契約件名

舞鶴海上保安部航路標識保守業務

2 履行場所

居組港不動山灯台ほか 8 箇所

3 履行期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 2 7 日まで

4 概 要

本業務は、舞鶴海上保安部が管理する光波標識（灯台及び照射灯）及びその付属設備等において、その運用を確実にを行うことを目的として、機器及び施設の点検保守業務を行うものである。

5 管理事務所等

(1) 管理者

舞鶴海上保安部 交通課

〒624-0946 京都府舞鶴市字下福井 901 舞鶴港湾合同庁舎

電話 0773（76）4120

(2) 発注元

第八管区海上保安本部 交通部 整備課

〒624-8686 京都府舞鶴市字下福井 901 舞鶴港湾合同庁舎

電話 0773（76）4100

第二章 航路標識保守業務共通仕様書

第1節 総 則

1.1 適 用

本仕様書は、海上保安庁が管理する光波標識及びその付属施設（以下、「航路標識」という。）の運用を確実にを行うために実施する保守業務（以下、「保守業務」という。）を外注する場合において、保守業務にかかる必要な事項を定めたものである。

契約図書は、相互に補完し合うものとする。

ただし、本仕様書又は特記仕様書等の間に相違がある場合の優先順位は、次の①から⑤の順位とし、これにより難しい場合は、1.2（14）「協議」による。

- ① 契約書
- ② 質問回答書
- ③ 現場説明書
- ④ 特記仕様書（本仕様書 P, 10～）
- ⑤ 共通仕様書（本仕様書 P, 2～P, 9）

1.2 用語の定義

本仕様書に使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1)「発注者」とは、契約書に規定する支出負担行為担当官若しくは分任支出負担行為担当官又は契約担当官若しくは分任契約担当官をいう。
- (2)「受注者」とは、保守業務の実施に関し、発注者と請負契約を締結した個人若しくは会社その他の法人の代表者をいう。
- (3)「管理責任者」とは、契約書に規定する管理責任者をいう。
- (4)「受注者等」とは、受注者又は管理責任者をいう。
- (5)「監督職員」とは、契約書に規定する監督職員をいう。
- (6)「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。
- (7)「契約書」とは、航路標識保守業務請負契約書をいう。
- (8)「設計図書」とは、仕様書、現場説明書及び質問回答書をいう。
- (9)「仕様書」とは、本仕様書及び特記仕様書（これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。）を総称していう。
- (10)「現場説明書」とは、保守業務の入札に参加する者に対して、発注者が業務の契約条件を説明するための書類をいう。

- (11)「質問回答書」とは、現場説明書及び仕様書に関する入札参加者からの質問書に対して、発注者が回答する書面をいう。
- (12)「指示」とは、監督職員が受注者等に対し、業務の遂行上必要な事項について、書面又は口頭により示し、実施させることをいう。
- (13)「承諾」とは、受注者等が監督職員に対し書面を申し出た事項について、監督職員が書面をもって了解することをいう。
- (14)「協議」とは、協議事項について、監督職員と受注者等が結論を得るために合議し、その結果を書面によって示すことをいう。
- (15)「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は押印したものを有効とする。緊急を要する場合は、ファクシミリ又はＥメール等により伝達できるものとするが、後日、有効な書面と差し換えるものとする。
- (16)「機器」とは、航路標識に設置された装置をいう。
- (17)「施設」とは、航路標識の機器以外をいう。
- (18)「付属施設」とは、光波標識の運用を補助する設備をいう。
- (19)「保守作業」とは、現場において航路標識の点検、整備等を行うことをいう。
- (20)「点検」とは、航路標識の障害の発生を未然に防ぐため、あらかじめ点検等の時期を定めて定期的に行う保守業務をいう。
- (21)「整備」とは、調整、手入れ、部品等交換及び試験を行うことにより、航路標識の機能を保つための作業（点検を除く。）をいう。
- (22)「調整」とは、機器に定められた調整箇所を操作し、機能を正常化するための作業をいう。
- (23)「手入れ」とは、汚れ、つまり、付着等がある部品又は点検部の清掃、消耗品の交換、オイル、水等の補充及びグリスの塗布をいう。
- (24)「部品等交換」とは、部品又はユニット等を交換する作業（手入れを除く。）をいう。
- (25)「試験」とは、調整、手入れ及び部品等交換の作業後に行う機能確認をいう。

1.3 点検者

- (1) 受注者等は、保守業務の履行に必要な技術知識、経験を有する者を点検技術者及び点検技術員（以下、総称して「点検者」という。）にあてるものとする。
- (2) 点検技術者とは、現場における保守作業の責任者であって、点検技術員に保守作業の指導等を行う者をいう。なお、点検技術者は管理責任者を兼ねることはできない。

点検技術者は、航路標識機器、その関連機器、その他これらと同等以上の機器の製造、設置、調整又は保守業務に１０年以上従事した経験を有する者であって、

次の①、②いずれかの資格要件に該当する者であること。

① 電気工事士法（昭和 35 年法律第 139 号）に定める第一種電気工事士以上の資格又は第二種電気工事士を取得後 5 年以上の実務経験を有する者。

② 短期大学、高等専門学校その他これらと同等以上の教育施設において、電気、電子工学に関する科目を修めて卒業した者。

(3) 点検技術員とは、点検技術者の指導のもと保守業務に従事する者をいう。

点検技術員は、航路標識機器、その関連機器、その他これらと同等以上の機器の製造、設置、調整又は保守業務に 5 年以上従事した経験を有する者であって、次の①、②いずれかの資格要件に該当する者であること。

① 電気工事法（昭和 35 年法律第 139 号）に定める第二種電気工事士以上の資格を有する者。

② 高等学校において、電気、電子工学に関する科目を修めて卒業した者。

1.4 提出書類

(1) 受注者等は、発注者が指定した様式により、指定期日までに関係の書類を提出しなければならない。

(2) 受注者等が発注者に提出する書類で、様式が定められていないものは、受注者等において様式を定め提出する。

(3) 口頭による指示、報告、打合せ等における議事録については、受注者がこれを作成し、書面にて監督職員に提出する。

1.5 打合せ等

(1) 業務を適正かつ円滑に実施するため、管理責任者と監督職員は常に綿密な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとする。

(2) 管理責任者は、設計図書に定めのない事項について疑義が生じた場合、速やかに監督職員と協議しなければならない。

1.6 業務計画書

受注者等は、契約締結後、速やかに業務計画書を作成し、監督職員に提出して承諾を得なければならない。

なお、業務計画書には、次の事項を記載する。

(1) 業務内容

(2) 全体工程表

(3) 履行体制

① 点検組織

- ② 点検構成
- ③ 点検者が有する資格等
- ④ 履行体制
- ⑤ 使用船舶
- ⑥ 連絡体制
- ⑦ 準備計測器一覧
- (4) 安全管理
- (5) その他

受注者等は、内容に変更が生じた場合は、監督職員に承諾を得なければならない。

1.7 貸与品等

- (1) 受注者等は、特記仕様書に記載のある図書、予備品及び測定器具類等を使用することができる。
- (2) 受注者等は、前項の規定により図書、予備品及び測定器具類等を使用する場合は、事前に監督職員の承諾を得るものとし、予備品の使用については、その内容を点検記録表に記載する。
- (3) 支給品は特記仕様書による。
- (4) 貸与品等に損傷等を与えた場合においては、受注者の負担において修理又は現物賠償するものとする。

1.8 受注者の負担の範囲

- (1) 保守作業に必要な工具、消耗品又は材料、油脂等は受注者が負担する。
- (2) 清掃に必要な資機材は、受注者が負担する。
- (3) 共通及び特記仕様書に示したもの以外で保守業務に必要なものは、受注者が負担する。

1.9 保守作業の実施

- (1) 点検者は、保守作業の実施に適した服装とし、腕章等により身分を明確に表すものとする。また、常に環境の整備等に留意するものとする。
- (2) 点検者は、常に設備等の表示及び警報音等に留意し、その状態を把握しておくものとする。
- (3) 保守作業の実施に当たっては、航路標識の運用を休止させてはならない。ただし、監督職員の承諾を得た場合は、この限りでない。
- (4) 受注者等は、台風、豪雨、積雪及び地震等、その他天災に対しては、平素から

予報等に十分な注意を払う。

1.10 休日又は夜間における作業

管理責任者は、業務実施の都合上、休日又は夜間に作業を行う必要がある場合は、あらかじめ監督職員に承諾を得なければならない。

1.11 業務の一時停止

発注者は、次の各号に該当する場合は必要と認める期間、保守業務の全部又は一部の履行について、一時中止を指示することができる。

- (1) 天候又は災害等によって業務の遂行が困難と思われる場合。
- (2) 前項に掲げるもののほか、発注者が必要と認めた場合。

1.12 臨機の措置

- (1) 受注者等は天候又は災害等によって、業務の遂行が困難と思われる場合は、監督職員に報告する。
- (2) 受注者等は、業務の履行中において、施設等に異常箇所を発見した場合は、異常箇所を調査し、監督職員に報告する。

ただし、調査が困難な場合は、速やかに監督職員に報告する。

1.13 安全等の確保

- (1) 点検者は、業務を履行するにあたり、常に安全管理に心掛け、感電、墜落事故等に充分注意するものとし、必要に応じて保安防具等を着用する。
- (2) 災害及び事故が発生した場合は、人命の安全確保を優先するとともに、2次災害の防止に努め、その経緯を監督職員に報告する。

1.14 諸 届

受注者は、業務に必要な官公署等への届出を遅滞なく行わなければならない。なお、諸届の必要がある航路標識については、特記仕様書に規定する。

1.15 航路標識の損傷禁止

保守業務の履行に当たり、受注者の過失、その他受注者の責に帰すべき事由により航路標識に損傷を与えた場合は、速やかに監督職員に報告するとともに受注者は責任を持って復旧すること。

1.16 軽微な事項の実施

保守業務の履行に当たり、本仕様書に規定されていない軽微な事項について、業務上当然必要となる事項については、契約の範囲内で受注者の責任において実施する。

1.17 一括再委託等の禁止

- (1) 受注者は、契約書第8条の規定により、業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委任し又は請け負わせてはならない。
- (2) 主たる部分とは、契約書第8条2項の規定により、業務遂行管理等の管理業務及び航路標識の点検、整備等における技術的判断を必要とする業務とする。

1.18 再委託承諾申請書の提出

受注者は、業務の一部（「主たる部分」を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、再委託承諾申請書（様式1）を提出し、承諾を得ること。

ただし、当庁が本仕様書において指定しているもの及び軽微な業務を再委託する場合は、この限りでない。

なお、本業務については、「用船業等」及び「除草業等」は、軽微な業務とする。

1.19 完了届の提出

受注者は、四半期毎の作業終了後、遅滞無く、完了届を監督職員へ提出しなければならない。

1.20 検 査

受注者等は、上記完了届の提出後、「第3節 保守業務記録及び報告 3.2 提出書類」を検査職員に提出し、検査を受けるものとする。

1.21 請負代金の請求

受注者は、上記検査合格後、四半期毎の作業を完了した部分について、請負代金を請求するものとする。

第 2 節 保守業務内容

2.1 業務内容

- (1) 受注者等は、保守業務の実施までに事前打合せ（業務内容確認、連絡体制の確認）を行う。
- (2) 別添点検整備要領（施設編、機器共通編、光波標識用機器編）により保守業務を行う。なお、各航路標識の特殊事情による点検内容は、特記仕様書による。
- (3) 対象航路標識は、特記仕様書に規定する。
- (4) 手入れに必要な消耗品等は次によるほか、特記仕様書に規定する。
 - ① ウェス、洗剤、洗油等
 - ② 潤滑油、グリス、充填油等
 - ③ ランプ等、ヒューズ類
 - ④ パッキン、ガスケット、Ｏリング等
- (5) 当該標識に付帯する電線路等の電気工作物及び巡回路等の除草、並びに除雪作業等、具体的な保守業務の内容は特記仕様書に規定する。
- (6) 保守作業時に、機器の異常を発見し、部品等交換により復旧が見込める場合は、監督職員に報告し、その指示を受けるものとする。
- (7) 周期は点検整備要領による。
- (8) 航路標識毎の点検周期は、特記仕様書の規定により、各点検は点検周期期日までの履行を原則とする。
- (9) 天候、災害等の事由により、点検周期内の点検を実施できなかったときは、契約書の規定に従い通知を行うとともに、全体工程表の変更を申し出、監督職員の承諾を受ける。

2.2 遵守基準等

保守業務の履行にあたっては、本仕様書によるほか、次の各号に掲げる諸法規、説明書等を遵守する。

- (1) 電気事業法及びこれに基づく政令等
- (2) 機器取扱説明書
- (3) その他、関係諸法令

第3節 保守業務記録及び報告

3.1 一般事項

業務の結果は、航路標識ごとのデータ等を標準値と比較し、機器の状態変化等を所見にとりまとめる。

3.2 提出書類

- (1) 実績表
- (2) 航路標識点検記録表
- (3) 保守記録写真（カラー）

3.3 実績表

実績表には、航路標識ごとに保守作業を行った年月日を記載し提出する。

3.4 航路標識点検記録等

航路標識点検記録表及び点検データ入力方法は、契約締結後、別途配布するものによる。

3.5 保守記録写真（カラー）

保守記録用として、航路標識ごとに全景、作業状況及び日時を写し込んだ写真を提出する。

3.6 報 告

受注者等は、保守作業の実施後、速やかに異常の有無を報告する。

3.7 保守業務に関する調査

別に配布する実態調査要領に従い調査に協力する。なお、実施の有無については特記仕様書で定める。

第三章 特記仕様書

特記事項は、●印を適用する。なお、○印は適用しない。

1 貸与品等

- (1) 予備品 ● 有 ○ 無

別紙 1 「標識一覧表」及び別紙 6 「定期交換部品一覧表」のとおり。

- (2) 支給品 ● 有 ○ 無

別紙 1 「標識一覧表」、別紙 5 「電球等交換周期一覧表」及び別紙 6 「定期交換部品一覧表」のとおり。

契約後、監督職員から受け取り、その際、交換時期の指示を受けること。

- (3) 図書 ● 有 ○ 無

別紙 3 「図書一覧表」のとおり。

- (4) 測定器具 ● 有 ○ 無

別紙 4 「貸与測定器一覧表」のとおり。

- (5) 提出書類 ● 有 ○ 無

貸与時等提出書類	提出時期
貸与品借用書	貸与品受取時
貸与品返還書	貸与品返還時

2 諸 届

届出の必要がある航路標識

○ 有 ● 無

3 保守業務内容

- (1) 対象標識

別紙 1 「標識一覧表」及び別紙 2 「所管標識位置図」による。

- (2) 点検周期

別紙 1 「標識一覧表」による。

- (3) 設置機器

別紙 1 「標識一覧表」による。

(4) 交換消耗部品等

● 有 ○ 無

● 電球交換 別紙 5「電球等交換周期一覧表」のとおり。

① 電球以外の定期交換を実施する標識、交換時期は別紙 6「定期交換部品一覧表」により、部品の定期交換を実施する。

② 電球断芯、黒化、白濁等異常を発見した場合は、電球の交換を行う事とし、以降の交換予定日については監督職員の指示による。

③ 電球交換後は、正常に動作する事を確認する。

(5) 環境整備

○ 有 ● 無

(6) 特殊事情（航路標識等の事案、修繕工事等）

○ 有 ● 無

4 保守業務に関する調査

○ 有 ● 無

5 その他

(1) 航路標識点検記録表は、契約締結後、電子データ（Microsoft@Excel）にて別途配付する。

(2) 受注者等は、契約締結後 15 日以内に業務計画書を作成し、監督職員に 2 部提出し承諾を得なければならない。

(3) 共通仕様書「3.2 提出書類」による報告は、書面及び電子データ（Microsoft@Excel 等）にて提出する。

(4) 監督職員の立会い

原則として、標識の初回点検時においては、監督職員が施設及び機器等の現状確認に立ち会う。

(5) 現場写真

写真は、原則としてデジタルカメラ（200 万画素以上）で撮影し、大きさはサービス判とする

点検作業中に異常を発見した場合は、異常箇所が確認できる近景及び遠景写真を撮影する。

(6) 使用船舶

点検技術員等を輸送する船艇は、次のいずれかに該当するものとする。

① 海上運送法第 20 条による不定期航路事業の届出を行った船舶

② 海上運送法第 21 条による旅客不定期航路事業の許可を受けた船舶

- ③ 受注者が商法第 704 条に基づく定期傭船契約を行い、手配した船舶
 - ④ 作業船で点検技術者等を輸送し得る定員を有する船舶
- (7) 保守業務を行う場合は、あらかじめ監督職員から各航路標識の機器、施設及び付帯設備について、劣化・障害及び特性等の状況を聴取し、保守業務の参考とする。
- (8) 点検は、前回点検結果及び標準値と比較し、各測定値が正常であること及び各機器の動作が通常の運用状態であることを確認する。
- なお、点検により測定値及び機器の動作等が通常の運用状態でないことを認めた場合には、その状況把握に努めるとともに直ちに監督職員に報告後、その指示に従う。また、障害等の内容を書面で提出する。
- (9) 施設の点検において、早急に修繕が必要な箇所を発見した場合、写真撮影を行い監督職員に報告する。
- なお、現地において応急な措置が可能な場合は、監督職員に報告後、その措置を行う。
- (10) 保守業務実施後、速やかに、点検結果の報告、鍵等の受け渡しに関し、監督職員と事後打合せを行う。
- (11) 点検結果等は、共通仕様書「第 3 節 保守業務記録及び報告」に基づき、データを整理し、監督職員に 2 部提出する。

標 識 一 覧 表

【施設】 舞鶴海上保安部

別紙 1

番号	標 識 名	所 在 地	北緯 東経	灯台構造	局舎等	環 境 整 備	有等灯ろう	工作物の有無												備考
								門	困障	構内舗床	階段	橋梁	船着場	貯糟	土留	桁類	縁石	境界標	その他	
1	居組港不動山灯台	兵庫県美方郡 新温泉町	35-37-00(59.8) 134-23-07(06.9)	鉄筋コンクリート造(9.5m)					有	有	有		有					有		居組港不動山小振島照射灯併設
2	居組港不動山小振島照射灯																			副標 居組港不動山灯台併設、2基
3	諸寄港石ノ前照射灯	兵庫県美方郡 新温泉町	35-37-24(23.7) 134-25-41(41.4)	FRP造(8m)					有	有								有		
4	竹野港導灯(前灯)	兵庫県豊岡市	35-39-42(41.7) 134-45-21(21.0)	鉄筋コンクリート造(3.8m)							有	有	有					有		
	竹野港導灯(後灯)	兵庫県豊岡市	35-39-41(41.2) 134-45-21(21.1)	鉄筋コンクリート造(4.2m)																
5	猿ヶ城灯台	兵庫県豊岡市	35-39-19(18.5) 134-50-20(19.5)	鉄筋コンクリート造(8m)							有	有	有		有			有		猿ヶ城石金岩照射灯併設
6	猿ヶ城石金岩照射灯																			猿ヶ城灯台併設
7	間人港灯台	京都府 京丹後市	35-44-27(26.5) 135-05-31(31.0)	鉄筋コンクリート造(8m)																間人港弁天島西方照射灯併設
8	間人港弁天島西方照射灯																			間人港灯台併設
9	経ヶ岬灯台	京都府 京丹後市	35-46-38(37.7) 135-13-24(24.1)	石造(5.6m)	無線舎		1等	有	有	有	有			有	有			有		

標 識 一 覧 表

【光波標識機器等】 舞鶴海上保安部

別紙 1

番号	標 識 名	定 期 保 守 周 期				定期保守回数			灯 質	管 制 器	レンズ	電 源	光 源	予備 電源	配電線路			(別紙5) 電球交換 ※	(別紙6) 定期交換部品	備考
		1四半期	2四半期	3四半期	4四半期	90日 周期	180日 周期	1年 周期							配電線	本数	亘長		各機器 共通素子	
1	居組港不動山灯台		○					1	単閃白光 毎5秒に1閃光	LED灯器(Ⅲ型白)		太陽電池 (12V-9.9W)	LED	蓄電池 (MSE-50)						居組港不動山小振島照射灯併設
2	居組港不動山小振島照射灯		○ (電球交換A)		○ (電球交換B)		1	1	不動白光	LM型灯器(30型150W)		商用電源	HQI-T150W/WDL		架空線	5	424	有	CdS使用	居組港不動山灯台併設、2基
3	諸寄港石ノ前照射灯		○					1	不動白光	LM型灯器(30型150W)		商用電源	HQI-T150W/WDL		架空線	1	29		CdS使用	
4	竹野港導灯(前灯)	○ (電球交換)						1	不動緑光	蛍光灯装置		商用電源	蛍光灯型LEDランプ(緑)		架空線	3	149	有		前灯、後灯で蛍光灯は各2本使用
	竹野港導灯(後灯)																			
5	猿ヶ城灯台		○					1	単せん白光 毎4秒に1せん光	LED灯器(高光度)		商用電源	LED							猿ヶ城石金岩照射灯併設
6	猿ヶ城石金岩照射灯		○					1	不動白光	LM型灯器(30型70W)		商用電源	HQI-T70W/WDL	蓄電池 (FVL-150)	架空線	15	723		CdS使用	猿ヶ城灯台併設
7	間人港灯台			○				1	連成不動群閃緑光 毎7秒に2閃光	LED灯器(V型緑)		商用電源	LED		地下埋設		391		CdS使用	間人港弁天島西方照射灯併設
8	間人港弁天島西方照射灯			○				1	不動白光	LM型灯器(20型35W)		商用電源	CDM-T35W/830						CdS使用	間人港灯台併設
9	経ヶ岬灯台	○		○ (電球交換)			1	1	群閃白光 毎20秒に3閃光	メタルハライドランプ 点灯制御装置 本灯監視制御装置	1等	商用電源	MT250E-W/PG/N	発動発電機	地下埋設	1	554	有	CdS使用	船舶気象通報端局装置

※保守予定時期に電球交換を行わない場合は監督職員より連絡を行う。

別紙2 所管標識位置図

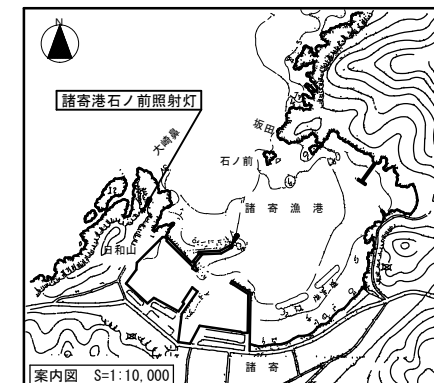
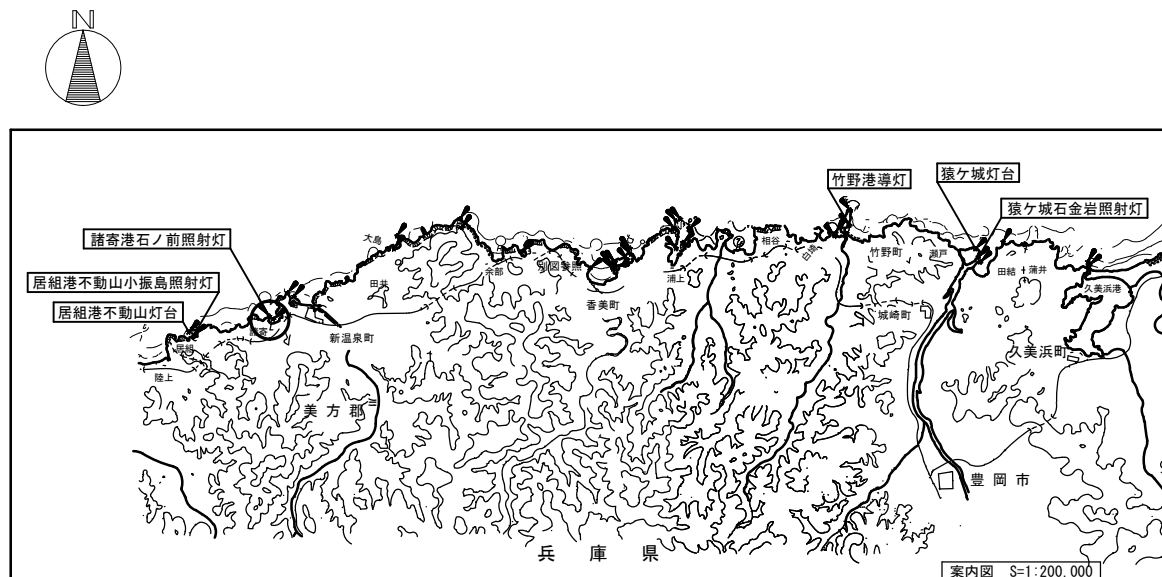
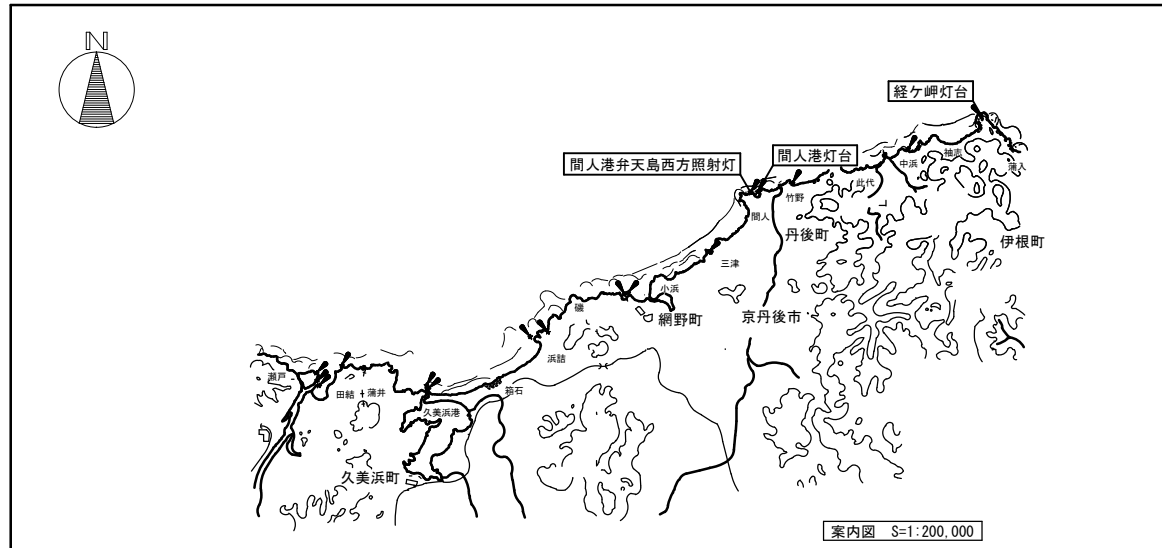


図 書 一 覧 表

別紙 3

図 書 名	種 別	備 考
完成図書 (取扱説明書)	LED灯器(Ⅲ型、V型、高光度)	
	LED灯器用電源装置	
	メタルハライドランプ点灯制御装置	
	本灯監視制御装置	
	LM型灯器(20型35W)	
	LM型灯器(30型70W、150W)	
	太陽電池装置	
	船舶気象通報端局装置	
	小電力給電装置	

貸 与 測 定 器 一 覧 表

別紙 4

名 称	規 格	対 象 機 器	用途
バッテリーテスター	HIOKI 3551	蓄電池	蓄電池電圧、内部抵抗測定
テスタ	HIOKI 3801	LED灯器等	電圧、電流値測定
サージ吸収素子テスタ	岳洋SATE-1	避雷用電源装置他	避雷素子良否判定

電球等交換周期一覧表

別紙 5

番号	標 識 名	所 在 地	光 源	標準交換 周期(日)	管 制 器	備 考
1	居組港不動山小振島照射灯	兵庫県美方郡 新温泉町	HQI-T150W/WDL	450	LM型灯器 (30型150W)	照射灯2基設置
2	竹野港導灯(前灯、後灯)	兵庫県豊岡市	蛍光灯型LEDランプ(緑)	3050	蛍光灯装置	
3	経ヶ岬灯台	京都府京丹後市	MT250E-W/PG/N	450	メタルハライドランプ 点灯制御装置	

定期交換部品一覧表

別紙 6

該 当 機 器 名	部 品 名	規 格	交換周期 (年)	備 考
各機器共通素子	照度センサー	CdS(硫化カドミウムセル)	5	昼夜間検出用

再委託（変更等）承諾申請書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

第八管区海上保安本部長

殿

請負者 住所

氏名

印

令和 年 月 日付け契約の「 契約（令和 年度 第 号）」
（契約金額（税込み） 円）に関して、下記のとおり申請するので、手続き方
お願いします。

記

1. 再委託の（変更等）承諾を申請する相手方の名称、住所、業務及びその範囲、必要性、
業務の契約（予定）金額（総計）
別紙「履行体制に関する書面」のとおり
2. 再委託の（変更等）承諾を申請する業務の契約金額の根拠〔該当する項目に○を付す〕
 - ・業務の再委託に関し、当該業務の履行（予定）者から、入札書・見積書を徴収した
結果（この場合、その「写し」を添付）
 - ・継続的な履行関係が存在する（この場合、その証明書（契約書、協定書）の「写し」
を添付）
 - ・その他（ 令和 年 月 日付け提出した参考見積書等のとおり。 ）
3. その他特記事項

令和 年 月 日

請負者氏名

殿

令和 年 月 日付けで申請のあった上記については、承諾したので、その旨通知する。
なお、承諾内容等に変更等が生じる場合は、あらかじめ協議すること。

また、当該承諾内容等の履行については、次のことを承諾の条件とする。

- ① 請負者は、再委託の相手方に対し業務の適正な履行を求めること。
- ② 請負者は、再委託業務に係る契約書、請求書、領収書などの書類を提出させた場
合は、適切に保管し、事後において履行の確認ができるように徹底すること。
- ③ 請負者は、注文者（支出負担行為担当官等）からの求めに応じ、②の書類の写し
を提出すること。

支出負担行為担当官

第八管区海上保安本部長

印

履行体制に関する書面

令和 年 月 日

(請負者)
株式会社〇〇〇〇

(再委託先1)

株式会社〇〇〇〇	
住所	
Tel	
代表者氏名	
担当業務範囲等	

(再々委託先1)

株式会社〇〇〇〇	
住所	
Tel	
代表者氏名	
担当業務範囲等	

(再委託先2)

株式会社〇〇〇〇	
住所	
Tel	
代表者氏名	
担当業務範囲等	

(再々委託先2)

株式会社〇〇〇〇	
住所	
Tel	
代表者氏名	
担当業務範囲等	

(再委託先3)

株式会社〇〇〇〇	
住所	
Tel	
代表者氏名	
担当業務範囲等	

(再々委託先3)

株式会社〇〇〇〇	
住所	
Tel	
代表者氏名	
担当業務範囲等	

(再委託先4)

株式会社〇〇〇〇	
住所	
Tel	
代表者氏名	
担当業務範囲等	

(再委託先5)

株式会社〇〇〇〇	
住所	
Tel	
代表者氏名	
担当業務範囲等	